令和８年

第１回日向市議会(定例会)議案

２月２７日

日　向　市

もくろく

報告第１号　専決処分の承認について（令和７年度日向市一般会計補正予算（第６号））・・・ 1

議案第１号　人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

議案第２号　日向市認可地縁団体印鑑条例及び日向市手数料条例の一部を改正する条例・・・・ 3

議案第３号　日向市公告式条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

議案第４号　日向市暴力団排除条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

議案第５号　日向市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

議案第６号　日向市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

議案第７号　日向市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・ 30

議案第８号　日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

議案第９号　日向市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

議案第10号　日向市火災予防条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

議案第11号　日向市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

議案第12号　日向市災害弔慰金の支給等に関する条例及び日向市特別職の職員で非常勤のもの

の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

議案第13号　日向市寡婦医療費助成に関する条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

議案第14号　日向市図書購入基金条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

議案第15号　日向市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

議案第16号　日向市産業・人材育成センター条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

議案第17号　日向市市民バス条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

議案第18号　日向市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・ 68

議案第19号　日向市公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

議案第20号　財産の取得について・・・ 73

議案第21号　財産の取得について・・・ 74

議案第22号　市道の路線の廃止について・・ 75

議案第23号　市道の路線の認定について…… 77
議案第24号　令和７年度日向市一般会計補正予算（第７号）…… 別冊
議案第25号　令和７年度日向市公営住宅事業特別会計補正予算（第２号）…… 別冊
議案第26号　令和７年度日向市財光寺南土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）… 別冊
議案第27号　令和７年度日向市工業用地造成事業特別会計予算（第２号）…… 別冊
議案第28号　令和７年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）…… 別冊
議案第29号　令和７年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）別冊
議案第30号　令和７年度日向市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）…… 別冊
議案第31号　令和８年度日向市一般会計予算…… 別冊
議案第32号　令和８年度日向市公営住宅事業特別会計予算…… 別冊
議案第33号　令和８年度日向市財光寺南土地区画整理事業特別会計予算…… 別冊
議案第34号　令和８年度日向市城山墓園事業特別会計予算…… 別冊
議案第35号　令和８年度日向市簡易給水施設特別会計予算…… 別冊
議案第36号　令和８年度日向市工業用地造成事業特別会計予算…… 別冊
議案第37号　令和８年度日向市国民健康保険事業特別会計予算…… 別冊
議案第38号　令和８年度日向市国民健康保険東郷診療所特別会計予算…… 別冊
議案第39号　令和８年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）予算…… 別冊
議案第40号　令和８年度日向入郷地域介護認定審査事業特別会計予算…… 別冊
議案第41号　令和８年度日向市後期高齢者医療事業特別会計予算…… 別冊
議案第42号　令和８年度日向市水道事業会計予算…… 別冊
議案第43号　令和８年度日向市簡易水道事業会計予算…… 別冊
議案第44号　令和８年度日向市下水道事業会計予算…… 別冊
議案第45号　令和８年度日向市農業集落排水事業会計予算…… 別冊

報告第１号

専決処分の承認について

令和７年度日向市一般会計補正予算（第６号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

議案第１号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したい。

氏　　名	生年月日	住　　所
野地　一行	[redacted]	[redacted]

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

議案第２号

日向市認可地縁団体印鑑条例及び日向市手数料条例の一部を改正する条例

（日向市認可地縁団体印鑑条例の一部改正）

第１条　日向市認可地縁団体印鑑条例（平成15年日向市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（手数料） 第14条　第９条の規定により登録証明書の交付を受けようとする者（第11条の規定に基づき代理人により登録証明書の交付を受けようとする者を含む。）は、当該登録証明書１通につき300円の手数料を納付しなければならない。 ２　前項の手数料の徴収に関し必要な事項については、日向市手数料条例（平成12年日向市条例第２号）の規定を準用する。	（手数料） 第14条　第９条の規定により登録証明書の交付を受けようとする者（第11条の規定に基づき代理人により登録証明書の交付を受けようとする者を含む。）は、日向市手数料条例（平成12年日向市条例第２号）に定める手数料を納付しなければならない。

（日向市手数料条例の一部改正）

第２条　日向市手数料条例（平成12年日向市条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

別表第４（第２条関係）

種類	区分	単位	金額	備考
１～10　［略］				

改正後

別表第４（第２条関係）

種類	区分	単位	金額	備考
１～10　［略］				
11　認可地縁団体に関する証明の交付手数	認可地縁団体証明書	１件	300円	
	認可地縁団体印鑑登録証明書	１件	300円	

	料	認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告結果（承諾）証明書	１件	300円	

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

議案第３号

日向市公告式条例の一部を改正する条例

日向市公告式条例（昭和40年日向市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（条例の公布） 第２条　［略］ ２　［略］ （規程の公表） 第４条　［略］ ２　第２条第２項の規定は、前項の規程にこれを準用する。 （市の機関の定める規則及び規程の公表） 第５条　［略］ ２　第４条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第１項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。	（条例の公布） 第２条　［略］ ２　［略］ ３　電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）による条例の公布は、前項の規定にかかわらず、市の公式ホームページに設置した掲示場に掲示して行う。 （規程の公表） 第４条　［略］ ２　第２条第２項及び第３項の規定は、前項の規程にこれを準用する。 （市の機関の定める規則及び規程の公表） 第５条　［略］ ２　前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第１項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

附　則

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の日向市公告式条例の規定により公布又は公表されている条例、規則その他規程の公布又は公表については、この条例による改正後の日向市公告式条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

議案第４号

日向市暴力団排除条例の一部を改正する条例

日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（目的） 第１条　この条例は、日向市からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、暴力団による不当な行為その他暴力団を利する行為を防止し、及びこれらにより市の事務若しくは事業、市の区域における事業活動又は市民の生活に生じる不当な影響を排除することその他の暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにした上で、暴力団の排除のために必要な事項を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）・（２）　［略］ （３）　暴力団関係者　暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）・（２）　［略］ （３）　暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。 （４）　暴力団密接関係者　暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。 （５）　暴力団等　暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者をいう。 （６）　暴力団事務所　暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された

（４）　［略］

（市の責務）

第４条　市は、基本理念にのっとり、市民等の協力を得るとともに、県及び法第32条の３第１項の規定により宮崎県公安委員会から宮崎県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体等と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

２　［略］

部分をいう。

（７）　公共事業等　建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち市が発注するものをいう。

（８）　売払い等　売買契約その他の契約に基づいて行われる市の不動産又は物品の売払い又は貸付けをいう。

（９）　［略］

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等の協力を得るとともに、宮崎県、他の市町村及び法第32条の３第１項の規定により宮崎県公安委員会から宮崎県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員等による不当な行為の防止を目的とする団体等と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

２　［略］

（公共事業等及び売払い等からの暴力団の排除）

第６条　市長は、暴力団等が公共事業等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）並びに次に掲げる者（以下「下請負人」という。）にならないよう必要な措置を講ずるものとする。

（１）　下請負人（公共事業等に係る全ての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第２次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）

（２）　契約相手方又は下請負人と公共事業等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（請負人に該当するものを除く。）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第７条　市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講じるものとする。

（１）　暴力団等に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。

（２）　公共工事等及び売払い等に係る入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団等に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。

（３）　暴力団等に該当すると認められる者を公共工事等及び売払い等の契約相手方としないこと。

（４）　公共事業等及び売払い等の契約相手方が暴力団等に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること。

（５）　公共工事等の下請負人が暴力団等に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置を講じること。

２　市長は、前項各号に掲げる措置を講じるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人に対し、これらの者が暴力団等ではない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

（公共工事等及び売払い等に関する不当介入に係る報告書等）

第８条　何人も、公共工事等及び売払い等において、暴力団等を利することになるような社会通念上不当な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）をしてはならない。

２　契約相手方及び下請負人は、公共工事等及び売払い等に係る契約の履行に当たって暴力団等による不当介入を受けたときは、速やかに市に報告しなけ

ればならない。

（補助金等を交付する事業において講ずべき措置）

第９条　市長は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金（以下「補助金等」という。）を交付する事業の執行により暴力団の利益になることがないよう、暴力団等に該当すると認められる者が当該事業に関与することを排除するために必要な措置を講ずるものとする。

（公の施設における措置）

第10条　市長又は日向市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例で別に定めるものを除くほか、市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第１項に規定する公の施設をいう。）のうちその設置及び管理に関する事項を定める条例（以下「施設条例」という。）が制定されているもの（以下「特定施設」という。）の利用（以下この条において「利用」という。）又は特定施設における行為（以下この条において「行為」という。）が暴力団等の利益になると認めるときは、これらの施設条例の規定にかかわらず、当該利用の許可（承認その他の処分を含む。以下この条において同じ。）又は当該行為の許可をしないこと、既にしたこれらの許可を取り消すことその他の利用又は行為の制限に関する処分を行うことができる。

２　施設条例の規定により指定管理者（地方自治法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に特定施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が利用の許可又は行為の許可、これらの取消しその他利用又は行為に関する業務を行うときは、当該指定管理者を市長又は教育委員会とみなして、前項の規定を適用することができる。

（行政財産における措置）

第11条　市長その他行政財産（地方自治法第238条第４項に規定する行政財産をいう。以下同じ。）を管理する権限を有する市の機関（以下「市長等」と

（市の事務及び事業における措置）

第６条　市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）　市が実施する入札に暴力団関係者を参加させないための必要な措置

（２）　市と契約を締結した者に暴力団関係者と下請契約を締結させないための必要な措置

（３）　前２号に掲げるもののほか、暴力団を利することとならないようにするために必要な措置

第７条　［略］

（青少年に対する教育等のための措置）

第８条　市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する中学校をいう。）において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

２　［略］

いう。）は、行政財産の使用（以下この条において「使用」という。）の許可（同法第238条の４第７項の規定による使用の許可をいう。以下同じ。）の申請があった場合において、当該使用が暴力団の利益になると認めるときは、法令（市の条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該使用の許可をしないことができる。

２　市長等は、使用の許可をした場合において、当該使用が暴力団の利益になると認めるときは、法令の規定にかかわらず、当該使用の許可の取消しその他の使用の制限に関する処分を行うことができる。

（市の事務及び事業からの暴力団の排除）

第12条　市は、第６条から第11条までに規定するもののほか、その行う事務又は事業によって暴力団を利することにならないよう、暴力団等について必要な措置を講じること等により、市の事務及び事業からの暴力団の排除を図るものとする。

第13条　［略］

（青少年に対する教育等のための措置）

第14条　市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する中学校をいう。）において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

２　［略］

（利益の供与の禁止） 第９条　市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。 第10条　［略］ （委任） 第11条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	（利益の供与の禁止） 第15条　市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団等が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。 第16条　［略］ （勧告等） 第17条　市長は、正当な理由がなく第８条第２項の規定による報告をしなかったと認めるときは、規則で定めるところにより、当該報告をしなかった者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。 （個人情報の収集及び提供） 第18条　日向市個人情報保護法施行条例（令和４年日向市条例第40号）第２条第２項に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、必要な個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。 ２　実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報を日向警察署長に提供するものとする。 （委任） 第19条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（日向市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正）

２　日向市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年日向市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「第２条第３号」を「第２条第５号」に、「暴力団関係者」を「暴力団等」に改める。

（日向市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

３　日向市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年日向市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第31条第９号中「第９条」を「第15条」に、「第10条」を「第16条」に、「暴力団、暴力団員及び暴力団関係者」を「暴力団等」に改める。

（日向市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

４　日向市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年日向市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第27条第11号中「第９条」を「第15条」に、「第10条」を「第16条」に、「暴力団、暴力団員及び暴力団関係者」を「暴力団等」に改める。

（日向市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

５　日向市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年日向市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項中「第２条第２号」を「第２条第５号」に、「暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）」を「暴力団等」に改め、同条第４項中「第２条第１号」を「第２条第５号」に、「暴力団及び暴力団員等」を「暴力団等」に改める。

（日向市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

６　日向市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年日向市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第３条第５項中「第２条第２号」を「第２条第５号」に、「暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）」を「暴力団等」に改め、同条第６項中「第２条第１号」を「第２条第５号」に、「暴力団及び暴力団員等」を「暴力団等」に改める。

（日向市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

７　日向市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年日向市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第５条第４項中「第２条第２号」を「第２条第５号」に、「暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）」を「暴力団等」に改め、同条第５項中「第２条第１号」を「第２条第５号」に、「暴力団及び暴力団員等」を「暴力団等」に改める。

（日向市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

８　日向市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年日向市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第２条第３号」を「第２条第５号」に、「暴力団関係者」を「暴力団等」に改める。

第19条第７号中「第９条」を「第15条」に、「第10条」を「第16条」に、「暴力団、暴力団員及び暴力団関係者」を「暴力団等」に改める。

（日向市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

9　日向市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年日向市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第２条第３号」を「第２条第５号」に、「暴力団関係者」を「暴力団等」に改める。

第20条第７号中「第９条」を「第15条」に、「第10条」を「第16条」に、「暴力団、暴力団員及び暴力団関係者」を「暴力団等」に改める。

（日向市津波避難施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

10　日向市津波避難施設の設置及び管理に関する条例（令和２年日向市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第８条第３号中「第２条第１号」を「第２条第５号」に、「暴力団」を「暴力団等」に改める。

（日向市駅前広場条例の一部改正）

11　日向市駅前広場条例（令和４年日向市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第８条第３号中「第２条第１号及び第３号」を「第２条第５号」に、「暴力団及び暴力団関係者」を「暴力団等」に改める。

（日向市高齢者福祉センター条例の一部改正）

12　日向市高齢者福祉センター条例（令和６年日向市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第６条第４号中「第２条第１号」を「第２条第５号」に、「暴力団又は同条第３号に規定する暴力団関係者」を「暴力団等」に改める。

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

議案第５号

日向市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の２の８第１項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の２の９第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

第２条　市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、市長等が職務を行うにつき善意で、かつ、重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の４第１項第１号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

（１）　市長　６

（２）　副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員　４

（３）　公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は地方公営企業の管理者　２

（４）　職員（前２号に掲げる職員を除く。）　１

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例の規定は、施行日以後の市長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

３　施行日から地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第65号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日（令和８年９月24日）の前日までの間におけるこの条例の規定の適用については、第１条中「第243条の２の８第１項」とあるのは「第243条の２の７第１項」と、「第243条の２の９第３項」とあるのは「第243条の２の８第３項」とする。

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

日向市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日向市職員等の旅費に関する条例（昭和41年条例第26条）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　出張　職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 （２）　［略］ （３）　扶養親族　職員の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。 （４）　［略］	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　出張　職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 （２）　［略］ （３）　家族　職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。 （４）　［略］ （５）　旅行役務提供者　旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第６条の４第１項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約を

（旅費の支給）

第３条　職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、赴任旅費にあつては、宮崎県職員の旅費に関する条例(昭和29年宮崎県条例第42号)を準用する。

２　職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

（１）　職員が出張又は赴任のための旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

（２）　［略］

３　職員が前項第１号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第１項各号に掲げる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

４　［略］

５　第１項、第２項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。

いう。次条第７項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第３条　職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、赴任旅費にあっては、宮崎県職員の旅費に関する条例(昭和29年宮崎県条例第42号)を準用する。

２　職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

（１）　職員が出張又は赴任のための旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下この号及び第18条において「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

（２）　［略］

３　職員が前項第１号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第１項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

４　［略］

５　第１項、第２項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第３項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。同項及び同条第４項並びに第５条において同じ。）を受け、又は死亡した場合のほか、次に掲げる場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

（１）　第２項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

（２）　第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定により旅費の

	支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第１項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
６　第１項、第２項及び第４項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。	６　第１項、第２項及び第４項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中の天災のほか、次に掲げる事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。 （１）　交通事故その他の当該旅費の支給を受けることができる者の責めに帰することができない事情 （２）　前項第２号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情 ７　第１項、第２項、第４項及び第６項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。 ８　第１項ただし書の規定により、赴任旅費の支給について県条例を準用する場合において、赴任に伴い家族又は遺族に支給する旅費についても、また同様とする。
（旅行命令等） 第４条　次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によつて行われなければならない。 （１）・（２）　［略］ ２　旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公	（旅行命令等） 第４条　次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行われなければならない。 （１）・（２）　［略］ ２　旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公

務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3　旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合には、自ら又は次条第１項若しくは第２項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5　［略］

（旅行命令等に従わない旅行）

第５条　旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第３項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2　［略］

3　旅行者が、前２項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅

務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3　旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第１項若しくは第２項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に当該旅行について必要な事項を記載し、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項を記載又は記録をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5　前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

6　［略］

（旅行命令等に従わない旅行）

第５条　旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第３項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2　［略］

3　旅行者が、前２項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅

費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第６条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

２　鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

３　船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

４　航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

５　車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ１キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

６　日当は、旅行中の日数に応じ１日当たりの定額により支給する。

７　宿泊料は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に定めるところにより支給する。

（１）　県外の旅行　旅行中の夜数に応じ、宿泊に係る室利用料、夕食代及び朝食代に相当するものとして１夜当たりの定額

（２）　県内の旅行　旅行中の夜数に応じ、宿泊に係る室利用料及び朝食代にあつては実費額、夕食代にあつては１夜当たりの定額

８　食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ１夜当たりの定額により支給する。

９　日額旅費は、旅行のうち第19条に規定する旅行について、第１項の旅費に代えて支給する。

（旅費の計算）

第７条　旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現

費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種目及び内容）

第６条　旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については第10条から第16条までに定めるところによる。

（旅費の計算）

第７条　旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事

によつた経路及び方法によつて計算する。	情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。
第８条　旅費計算上の旅行日数は、第３項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて１日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。 ２　前項ただし書の規定により通算した日数に１日未満の端数を生じたときは、これを１日とする。 ３　第３条第２項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第１項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。 第９条　１日の旅行において、日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料の額による。	
第10条　鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の等級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。	第８条　移動中における年度の経過、職務の等級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。
（旅費の請求手続）	（旅費の請求手続）
第11条　旅費（概算払にかかる旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることはできない。	第９条　旅費（概算払にかかる旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請

２　［略］

３　支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、規則で定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

４　［略］

（鉄道賃）

第12条　鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

（１）　その乗車に要する運賃

（２）　急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金

（３）　特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第１号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

（４）　座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第１号に規定する運賃、第２号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることはできない。

２　［略］

３　支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、規則で定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

４　［略］

（鉄道賃）

第10条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第１条第１項に規定する軌道並びに規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第６号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（１）　運賃

（２）　急行料金

（３）　寝台料金

（４）　座席指定料金

（５）　特別車両料金

（６）　前各号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第２号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。 （１）　特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの （２）　普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの （３）　前２号に掲げる旅行のほか、規則で定める地域における鉄道旅行であつて、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特別急行列車又は普通急行列車を利用する場合 ３　第１項第４号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。	２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。
（船賃） 第13条　船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。 （１）　運賃の等級を３階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃 （２）　運賃の等級を２階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃 （３）　運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃	（船賃） 第11条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187条）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及び規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 （１）　運賃 （２）　寝台料金 （３）　座席指定料金 （４）　前３号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号又は第２号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に２以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第14条　航空賃の額は、現に支払つた旅客運賃とする。

（車賃）

第15条　車賃の額は、１キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

（航空賃）

第12条　航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第２条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及び規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（１）　運賃

（２）　座席指定料金

（３）　前２号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第13条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（１）　道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

（２）　道路運送法第３条第１号ハに掲げる一般乗車旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

（３）　前２号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

（４）　職員が自家用自動車（あらかじめ旅行命令権者の承認を受けたものに限る。）を利用する移動に要する費用

（５）　前各号に掲げる費用に付随する費用

２　車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

２　前項第４号に掲げる費用の額は、実費額とする。ただし、やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程１キロメートルにつき18円とし、全路程を通算（１キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。）して計算した額とする。

３　前項の規定により通算した路程に１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（日当）

第16条　日当の額は、別表に定めるとおりとする。

２　100キロメートル未満の旅行の場合における日当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、支給しない。

（宿泊料）

第17条　宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じ、別表に定めるとおりとする。

（宿泊費）

第14条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する経費とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。第20条において「旅費法」という。）の規定の適用を受ける国家公務員について国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）により定められている宿泊基準額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合には、当該宿泊に要する費用の額とする。

２　宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給す

２　前項の場合において、常勤の特別職は省令に規定する指定職職員等に、それ以外の職員については省令に規定する職務の級が10級以下の者に相当する

る。

（食卓料）

第18条　食卓料の額は、別表に定めるとおりとする。

２　食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。

（日額旅費）

ものとみなす。

（包括宿泊費）

第15条　包括宿泊費は、移転及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第16条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は１夜につき2,400円とする。

２　宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

（１）　朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合　前項で定める定額の３分の２の額

（２）　朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合　前項で定める定額の３分の１の額

３　移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費を含む。）に食費に相当するものが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、第１項で定める定額の３分の１の額とする。

４　旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前３項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第19条　日額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行について定額をもつて支給し、その支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ第６条第１項に掲げる旅費についてこの条例で定める基準を超えることができない。

（市内旅行の旅費）

第20条　市内における旅行について次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

（１）　交通機関を利用する必要のある場合は、これに要する鉄道賃、船賃及び車賃の実費

（２）　公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料

（退職者等の旅費）

第21条　第３条第２項第１号の規定により職員が出張中に退職等となつた場合には、退職等となつた日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費を支給する。

（遺族の旅費）

第22条　第３条第２項第２号の規定により職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費を支給する。

２　［略］

（外国旅行の旅費）

第23条　外国旅行については、国家公務員の外国旅費の例に準じて市長がそのつど定める額を旅費として支給する。

（市内旅行の旅費）

第17条　市内における旅行において、交通機関を利用する場合は、第10条から第13条の規定による交通費の額に規定する額の旅費を支給する。

（退職者等の旅費）

第18条　第３条第２項第１号の規定により職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した退職等の日の職務相当の旅費を支給する。ただし、退職等の日から３月以内における当該退職等に伴う旅行に係るものに限る。

（遺族の旅費）

第19条　第３条第２項第２号の規定により職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、職員が遺族の居住地と死亡地までの間を往復するものとして計算した死亡時の職務相当の旅費を支給する。

２　［略］

（外国旅行の旅費）

第20条　外国旅行については、旅費法の規定の適用を受ける国家公務員の外国旅費の例に準じて市長がそのつど定める額を旅費として支給する。

（旅費の調整）

第24条　任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

２　［略］

（規則への委任）

第25条　［略］

別表（第16条、第17条、第18条関係）

日当（１日につき）		宿泊料（１夜につき）		食卓料（１夜につき）
県外	県内	県外	県内	
2,600円	1,300円	甲地方 13,300円 乙地方 11,800円	宿泊に係る室利用料及び朝食代の実費額（ただし、その合計額は、10,000円を上限とす	2,600円

（旅費の調整）

第21条　任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

２　［略］

（旅費の返納）

第22条　市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

２　旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

３　前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（規則への委任）

第23条　［略］

			る。）並びに夕食代として規則で定める額	

備考　甲地方とは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項に規定する指定都市及び東京都（特別区の存する区域に限る。）をいい、乙地方とはその他の地域をいう。

附　則

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の日向市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

議案第７号

日向市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（通勤手当） 第12条　［略］ ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　［略］ （２）　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～シ　［略］ ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　38,700円	（通勤手当） 第12条　［略］ ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　［略］ （２）　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～シ　［略］ ス　使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員　38,700円 セ　使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員　42,200円 ソ　使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員　45,700円

（３）　［略］

３～８　［略］

（宿日直手当）

第19条　宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、4,400円を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、6,600円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

２　前項の規定にかかわらず、入院患者の病状の急変等に対処するために宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた医師には、その勤務１回につき、30,000円を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間が５時間未満の場合は、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

３　常直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１月につき22,000円を宿日直手当として支給する。

タ　使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員　49,200円

チ　使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員　52,700円

ツ　使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員　56,200円

テ　使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員　59,600円

ト　使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員　63,000円

ナ　使用距離が片道100キロメートル以上である職員　66,400円

（３）　［略］

３～８　［略］

（宿日直手当）

第19条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、4,700円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、7,050円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

４　前３項の勤務は、第15条、第16条及び第17条の勤務に含まれないものとする。	２　前項の勤務は、第15条、第16条及び第17条の勤務に含まれないものとする。

（日向市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条　日向市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年日向市条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（宿日直手当） 第12条　［略］ ２　前項の勤務は、第９条、第10条第２項及び前条の勤務には含まれないものとする。	（宿日直手当） 第12条　［略］ ２　前項の勤務は、第９条、第10条及び前条の勤務には含まれないものとする。

（日向市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第３条　日向市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年日向市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当） 第13条　給与条例第19条第１項及び第３項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。 ２　［略］	（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当） 第13条　給与条例第19条第１項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。 ２　［略］

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の日向市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第19条及び第３条の規定による日向市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第13条の規定により準用する改正後の給与条例第19条の規定は、この条例の施行日以後に開始された宿日直勤務に係る手当から適用し、施行日前に開始された宿日直勤務に係る手当については、なお従前の例による。

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

議案第８号

日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日向市国民健康保険税条例（昭和33年日向市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（課税額） 第２条　第１条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （１）　基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法</u>（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （２）・（３）　［略］	（課税額） 第２条　第１条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （１）　基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法</u>（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）<u>及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （２）・（３）　［略］ <u>（４）　子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康</u>

２～４　［略］

保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

２～４　［略］

５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の４第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第６条の11　第２条第５項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.81を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第６条の12　第２条第５項の被保険者均等割額は、被保険者一人について1,300円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第６条の13　第２条第５項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者一人について100円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第６条の14　第２条第５項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分

（国民健康保険税に関する申告）

第６条の11・第６条の12　［略］

（国民健康保険税の減額）

第17条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

（１）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除

に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　800円

（２）　特定世帯　400円

（３）　特定継続世帯　600円

（国民健康保険税に関する申告）

第６条の15・第６条の16　［略］

（国民健康保険税の減額）

第17条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第５項の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びクに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

（１）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除

額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ　［略］

（２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ　［略］

額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ　［略］

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）一人について910円

ク　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　560円

（イ）　特定世帯　280円

（ウ）　特定継続世帯　420円

（２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ　［略］

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除

	く。）一人について650円 ク　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　400円 （イ）　特定世帯　200円 （ウ）　特定継続世帯　300円
（３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～カ　［略］	（３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～カ　［略］ キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）一人について260円 ク　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　160円 （イ）　特定世帯　80円 （ウ）　特定継続世帯　120円
２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の	２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の

世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（１）・（２）　［略］

３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（１）～（６）　［略］

世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（１）・（２）　［略］

（３）　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア　前項第１号キに規定する金額を減額した世帯　195円

イ　前項第２号キに規定する金額を減額した世帯　325円

ウ　前項第３号キに規定する金額を減額した世帯　520円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　650円

３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（１）～（６）　［略］

（７）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第６条の11の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（８）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第６条の12の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとし

附　則

１～３　［略］

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

４　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７及び第17条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第17条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

５　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７及び第17条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する

た場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附　則

１～３　［略］

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

４　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７、第６条の11及び第17条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第17条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

５　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７、第６条の11及び第17条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の

金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

６　［略］

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

７　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７及び第17条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

８　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７及び第17条の規定の適用

金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

６　［略］

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

７　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７、第６条の11及び第17条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

８　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７、第６条の11及び第17条

については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
9　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７及び第17条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第17条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	9　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７、第６条の11及び第17条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第17条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７及び第17条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、	10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７、第６条の11及び第17条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の

「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第17条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７及び第17条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第17条第１項において「特定適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第17条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第17条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７、第６条の11及び第17条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第17条第１項において「特定適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第17条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等

に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７及び第17条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第17条第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第17条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７及び第17条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定す

に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７、第６条の11及び第17条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第17条第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第17条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７、第６条の11及び第17条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項

る条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第17条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 14　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７及び第17条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第17条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 15～17　［略］	に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第17条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 14　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条の３、第６条の７、第６条の11及び第17条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第17条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 15～17　［略］

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

2　この条例による改正後の日向市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健

康保険税については、なお従前の例による。

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

日向市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日向市国民健康保険条例（昭和34年日向市条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（被保険者とする外国人） 第４条　日本の国籍を有しない者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されているものは、被保険者とする。 附　則 １～５　［略］ （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） ６　給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 ７　傷病手当金の額は、１日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した３月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除し	第４条　削除 附　則 １～５　［略］

た金額（その額に、５円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第１項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の１に相当する金額の３分の２に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

８　傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して１年６月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

９　新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第７項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

10　前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

11　前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

議案第１０号

日向市火災予防条例の一部を改正する条例

日向市火災予防条例（昭和37年日向市条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	（簡易サウナ設備） 第７条の２　簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒型であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力６キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 （１）　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。 （２）　簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。 ２　前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の３まで、第２項第６号及び第３項並びに第４項を除く。）及び第５条

（サウナ設備）

第７条の２　サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（１）　［略］

（２）　サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

２　前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の７　市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

（１）　住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

（２）　［略］

２　［略］

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

（１）～（６）　［略］

第１項の規定を準用する。

（一般サウナ設備）

第７条の３　一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（１）　［略］

（２）　一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

２　前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の７　市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

（１）　住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

（２）　［略］

２　［略］

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

（１）～（６）　［略］

（６）の２　簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

（７） サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。） （７）の２～(15)　［略］	（７） 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。） （７）の２～(15)　［略］

附　則

この条例は、令和８年３月31日から施行する。

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

日向市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日向市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年日向市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（補償基礎額） 第５条　［略］ ２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （１）　［略］ （２）　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,700円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 ３　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第１号に該当する扶養親族については１人につき100円を、第２号に該当する扶養親族につ	（補償基礎額） 第５条　［略］ ２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （１）　［略］ （２）　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、10,000円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、15,000円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 ３　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第１号に該当する扶養親族については１人につき433円を、第２号から第５号までのいずれ

いては１人につき383円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 （１）　配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） （２）～（６）　［略］ ４　［略］ 別表（第５条関係） 補償基礎額表	かに該当する扶養親族については１人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 （１）～（５）　［略］ ４　［略］ 別表（第５条関係） 補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円

備考

１・２　［略］

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円

備考

１・２　［略］

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の日向市消防団員等公務災害補償条例第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた日向市消防団員等公務災害補償条例同条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の

生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

日向市災害弔慰金の支給等に関する条例及び日向市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（日向市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正）

第１条　日向市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年日向市条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第１章～第３章　［略］ 第４章　災害援護資金の貸付け（第12条～第16条） 附則 （委任） 第16条　［略］	目次 第１章～第３章　［略］ 第４章　災害援護資金の貸付け（第12条～第15条） 第５章　日向市災害弔慰金等支給審査委員会の設置（第16条） 第６章　雑則（第17条） 附則 第５章　日向市災害弔慰金等支給審査委員会の設置 （日向市災害弔慰金等支給審査委員会の設置） 第16条　市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について審議するため、日向市災害弔慰金等支給審査委員会を置く。 第６章　雑則 （委任） 第17条　［略］

（日向市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例）

第２条　日向市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年日向市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後

別表（第２条関係）

	職名	報酬の区分	報酬の額
［略］			
地方公務員法第３条第３項第２号の規定に該当	［略］		
	日向入郷地域障害者給付認定審査会委員	［略］	
	［略］		
［略］			

別表（第２条関係）

	職名	報酬の区分	報酬の額
［略］			
地方公務員法第３条第３項第２号の規定に該当	［略］		
	日向入郷地域障害者給付認定審査会委員	［略］	
	日向市災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額	20,000円以内で市長が定める額
	［略］		
［略］			

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

議案第１３号

日向市寡婦医療費助成に関する条例を廃止する条例

日向市寡婦医療費助成に関する条例（平成６年日向市条例第３号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による廃止前の日向市寡婦医療費助成に関する条例第６条の規定により受給資格の認定を受けている者（この条例の施行日前に第５条の規定による申請を行った者のうち、同日前までに第６条に規定する受給資格の可否の認定を受けていないものであって、その後の審査において、受給資格を有すると認められるに至ったものを含む。）が、令和８年４月１日からその者が受給資格を失う日の属する月の末日までに受けた療養に要する費用に係る助成については、なお従前の例による。

３　この条例による廃止前の日向市寡婦医療費助成に関する条例第13条の規定による助成金の返還については、なお従前の例による。

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

議案第１４号

日向市図書購入基金条例の一部を改正する条例

日向市図書購入基金条例（昭和55年日向市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（基金の額） 第２条　基金の額は、1,050万円とする。 （委任） 第６条　［略］	（積立額） 第２条　基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算（以下「歳入歳出予算」という。）に定める額の範囲内とする。 （処分） 第６条　市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認める場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。 （委任） 第７条　［略］

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

議案第１５号

日向市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

日向市学校給食費に関する条例（令和４年日向市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附　則 １～３　［略］ ４　前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助により学校給食費の給付を受けている場合は、学校給食費を徴収するものとする。	附　則 １～３　［略］ （令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費の特例） ４　第４条の規定にかかわらず、令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、次に掲げるとおりとする。 （１）　第３条第１号に規定する中学校の第３学年の生徒に係る学校給食費は徴収しない。 （２）　第３条第１号に規定する中学校の第１学年及び第２学年の生徒並びに小学校の児童に係る学校給食費から規則で定める額を減額した額を徴収する。 ５　前２項の規定は、同項に規定する学校給食を受ける生徒及び児童の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けている期間において、当該生徒及び当該児童が受ける学校給食に係る学校給食費については、適用しない。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

議案第１６号

日向市産業・人材育成センター条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法第244条の２第１項の規定に基づき、日向市産業・人材育成センター（以下「みらいラボ」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　中小企業等への支援及び本市の未来を担う優秀な人材の育成を図るため、みらいラボを設置する。

２　みらいラボの位置は、日向市鶴町２丁目７番13号とする。

（定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

（１）　中小企業等　中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する中小企業者及び法第２条第５項に規定する小規模企業者で、市内に事務所等を有するものをいう。

（２）　若者　おおむね16歳から29歳までの者をいう。

（３）　地域課題　本市が抱える経済、社会、環境分野等における課題をいう。

（４）　ソーシャルデザイン　市の課題を解決するための計画等をいう。

（５）　政策起業家　公共に関する問題意識を持ち、専門的な知識や現場での経験、新しい視点からその課題を政策として取り上げ、解決を目指す者をいう。

（６）　学校等　大学、高等専門学校、専修学校及び高校をいう。

（７）　事業者　市内において事業活動を行う個人又は法人をいう。

（８）　市民活動団体　市内において若者の社会参画に関係する活動を行う団体をいう。

（９）　フリーアドレス　特定の固定席を設けず、利用者が自由に座席を選択し利用できる環境をいう。

(10)　異分野融合　異なる分野の知識、解決手段、価値観等を組み合わせることで、新たな価値や成果を生み出す取組をいう。

（事業）

第４条　みらいラボは、次に掲げる事業を行う。

（１）　中小企業等への支援に関すること。

（２）　若者と学校等、事業者、市民活動団体等との交流に関すること。

（３）　若者による地域課題の解決、ソーシャルデザインの構築に関すること。

（４）　政策起業家の育成に関すること。

（５）　若者による異分野融合に関すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業に関すること。

（開館時間）

第５条　みらいラボの開館時間は、午前10時から午後９時までとする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる時刻に閉館することができる。

（１）　午後６時以降の時間帯の使用に係る使用者がいない場合　午後６時

（２）　午後６時以降の時間帯の使用に係る使用者がいる場合で、当該使用が午後９時までに終了す

る場合　当該使用が終了する時刻

（休館日）

第６条　みらいラボの休館日は、次のとおりとする。ただし、特に必要があると認めるときは、市長はこれを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

（１）　日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（２）　12月29日から翌年１月３日まで

（施設）

第７条　みらいラボに次に掲げる施設を置く。

（１）　会議室

（２）　フリーアドレス室

（使用の許可）

第８条　みらいラボを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用の許可」という。）を受けなければならない。

２　市長は、管理上支障があると認めるときは、前項の使用の許可に条件を付けることができる。

３　市長は、次のいずれかに該当するときは、みらいラボの使用を許可せず、又は制限することができる。

（１）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（２）　施設をき損し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。

（３）　他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。

（４）　前３号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

４　みらいラボの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、変更の許可を受けなければならない。

（使用料）

第９条　使用者は、あらかじめ別表に定める使用料を納付しなければならない。

２　市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

３　既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（１）　災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用することができないとき。

（２）　使用者が規則で定める期日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めたとき。

（３）　前２号に掲げる場合のほか、市長が特別な理由があると認めたとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第10条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第11条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは使用許可の条件を変更することができる。

（１）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（２）　偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。

（３）　使用許可の条件に違反したとき。

（４）　前３号に掲げる場合のほか、市長が管理上又は公益上必要と認めるとき。

（損害賠償）

第12条　使用者がみらいラボの施設をき損し、汚損し、又は滅失したときは、使用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めるときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

（委任）

第13条　この条例に定めるもののほか、みらいラボの管理、運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第９条関係）

時間 区分	午前10時から午後９時まで （１時間当たり）
会議室	550円
フリーアドレス席	330円

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

日向市市民バス条例の一部を改正する条例

日向市市民バス条例（平成20年日向市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
（使用料）
第５条　［略］
２　使用料は、乗車の際現金により支払うものとする。ただし、回数乗車券、定期乗車券又は一日乗車券により乗車する場合は、当該乗車券の発行を受ける際に支払うものとする。
別表第１（第３条関係）
１　市街地の運行路線
<table>
<tr><th>運行路線名</th><th>起点</th><th>主な経由地</th><th>終点</th></tr>
<tr><td>イオンタウン日向櫛の山団地線</td><td>日向市駅東口</td><td>江良町　伊勢ヶ浜　公園通り</td><td>日向市駅東口</td></tr>
<tr><td>イオンタウン日向幡浦線</td><td>日向市駅東口</td><td>江良町　塩田　永江町</td><td>日向市駅東口</td></tr>
<tr><td>奥野小原線</td><td>日向市駅東口</td><td>中原　権現原　比良町</td><td>日向市駅東口</td></tr>
<tr><td>本谷新財市線</td><td>日向市駅東口</td><td>春原町　西川内　中村</td><td>日向市駅東口</td></tr>
<tr><td>財光寺中学校向洋台線</td><td>日向市駅東口</td><td>比良町　秋留　松原</td><td>日向市駅東口</td></tr>
<tr><td>長江団地往還線</td><td>日向市駅東</td><td>往還町　川路団地　中町</td><td>日向市駅東</td></tr>
</table>
</td><td>
（使用料）
第５条　［略］
２　使用料は、乗車の際現金により支払うものとする。ただし、回数乗車券又は定期乗車券により乗車する場合は、当該乗車券の発行を受ける際に支払うものとする。
別表第１（第３条関係）
</td></tr>
</table>

	口		口
迎洋園亀崎線	日向市駅東口	花ヶ丘　日向台　北町	日向市駅東口
大王谷メルクス線	日向市駅東口	大王町　梶木　亀崎東	日向市駅東口

２～４　［略］

５　細島地区の運行路線

運行路線名	起点	主な経由地	終点
イオンタウン日向細島線	イオンタウン日向	清正　地蔵　八坂　八幡宮の上	伊勢

６　［略］

［略］

別表第２（第５条関係）

種別		使用料
普通利用	市街地、東郷地区、南部地区及び細島地区の運行路線	［略］
	［略］	
回数乗車券		100円券11枚つづりにつき1,000円 200円券11枚つづりにつき2,000円 50円券11枚つづりにつき500円
［略］		
一日乗車券（発行を受けた者が発行日に限り、南部地区と市街地間の運行路線及び予約型乗合バス市街地線を除く市民バスの運行路線について、不特定回数乗車することができ		１日の利用につき500円

１～３　［略］

４　［略］

［略］

別表第２（第５条関係）

種別		使用料
普通利用	東郷地区及び南部地区の運行路線	［略］
	［略］	
回数乗車券		300円券11枚つづりにつき3,000円 200円券11枚つづりにつき2,000円 100円券11枚つづりにつき1,000円 50円券11枚つづりにつき500円
［略］		

る乗車券）	
備考 1　１歳以上小学生以下の小児の普通利用、定期乗車券及び一日乗車券（以下「普通利用等」という。）による使用料についてはこの表に規定する使用料の２分の１の額とし、１歳未満の小児の普通利用等による使用料については無料とする。ただし、乗客（小学生以上の者に限る。）に同伴される１歳以上小学校就学前の小児の普通利用等による使用料については、当該乗客１人につき２人までを無料とする。 2　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示した場合の普通利用等による使用料については、この表に規定する使用料の２分の１の額とし、これらの者を介助する者の普通利用等による使用料については無料とする。 3　［略］	備考 1　１歳以上小学生以下の小児の普通利用及び定期乗車券（以下「普通利用等」という。）による使用料についてはこの表に規定する使用料の２分の１の額とし、１歳未満の小児の普通利用等による使用料については無料とする。ただし、乗客（小学生以上の者に限る。）に同伴される１歳以上小学校就学前の小児の普通利用等による使用料については、当該乗客１人につき２人までを無料とする。 2　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳等」という。）の交付を受けている者が当該手帳を提示した場合の普通利用等による使用料については、この表に規定する使用料の２分の１の額とし、これらの者を介助する者の普通利用等による使用料については無料とする。ただし、１歳以上小学生以下の小児が障害者手帳等を提示した場合の普通利用等による使用料については、この表に規定する使用料の４分の１とする。 3　［略］

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

日向市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

日向市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年日向市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（車線等） 第４条　車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第３種第５級又は第４種第４級の道路にあっては、この限りでない。 ２～４　［略］ ５　第３種第５級又は第４種第４級の普通道路の車道の幅員は、４メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、３メートルとすることができる。 （副道） 第６条　［略］ ２　副道の幅員は、４メートルを標準とするものとする。 （停車帯） 第８条　［略］	（車線等） 第４条　車道（副道、停車帯、自転車通行帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第３種第５級又は第４種第４級の道路にあっては、この限りでない。 ２～４　［略］ ５　第３種第５級又は第４種第４級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、４メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、３メートルとすることができる。 （副道） 第６条　［略］ ２　副道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、４メートルを標準とするものとする。 （停車帯） 第８条　［略］ （自転車通行帯） 第８条の２　自動車及び自転車の交通量が多い第３種又は第４種の道路（自転

	車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 ２　自転車の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 ３　自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、１メートルまで縮小することができる。 ４　自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。
（自転車道） 第９条　自動車及び自転車の交通量が多い第３種又は第４種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	（自転車道） 第９条　自動車及び自転車の交通量が多い第３種（第４級及び第５級を除く。次項において同じ。）又は第４種（第３級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が１時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
２　自転車の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、こ	２　自転車の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路で設計速度が１時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他

の限りでない。	の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
３～５　［略］	３～５　［略］
（自転車歩行者道）	（自転車歩行者道）
第10条　自動車の交通量が多い第３種又は第４種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	第10条　自動車の交通量が多い第３種又は第４種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
２～４　［略］	２～４　［略］
（歩道）	（歩道）
第11条　第４種の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第３種（第５級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第３種若しくは第４種第４級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	第11条　第４種の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第３種（第５級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第３種若しくは第４種第４級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
２～５　［略］	２～５　［略］
（待避所）	（待避所）
第31条　第３種第５級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。	第31条　第３種第５級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。
（１）・（２）　［略］	（１）・（２）　［略］
（３）　待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、５メートル以上とすること。	（３）　待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、５メートル以上とすること。
（小区間改築の場合の特例）	（小区間改築の場合の特例）
第40条　道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を	第40条　道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を

行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第４条、第５条第４項から第６項まで、第６条、第８条、第９条第３項、第10条第２項及び第３項、第11条第３項及び第４項、第13条第２項及び第３項、第16条から第23条まで、第24条第３項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 ２　道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第４条、第５条第４項から第６項まで、第６条、第７条第２項、第８条、第９条第３項、第10条第２項及び第３項、第11条第３項及び第４項、第13条第２項及び第３項、第20条第１項、第22条第２項、第24条第３項、次条第１項及び第２項並びに第42条第１項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第４条、第５条第４項から第６項まで、第６条、第８条、第８条の２第３項、第９条第３項、第10条第２項及び第３項、第11条第３項及び第４項、第13条第２項及び第３項、第16条から第23条まで、第24条第３項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 ２　道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第４条、第５条第４項から第６項まで、第６条、第７条第２項、第８条、第８条の２第３項、第９条第３項、第10条第２項及び第３項、第11条第３項及び第４項、第13条第２項及び第３項、第20条第１項、第22条第２項、第24条第３項、次条第１項及び第２項並びに第42条第１項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

議案第１９号

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

１ 公の施設の名称

お倉ケ浜総合公園

大王谷運動公園

２ 指定管理者となる団体の名称

住　　所	日向市春原町１丁目６番地１
団 体 名	ＪＢグループ日向
代表法人	東京都練馬区関町南一丁目１２番４号 株式会社ジェイレック 代表取締役　加藤　裕之
その他の構成員	宮崎県宮崎市吉村町下藪甲４３５３番地５ 有限会社ボールパークドットコム 代表取締役　山内　康信
	宮崎県宮崎市中西町４２番地 株式会社ジェイレック宮崎 代表取締役　加藤　裕之

３ 指定期間

令和８年１０月１日から令和１３年３月３１日まで

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

議案第２０号

財産の取得について

次のとおり、物品を購入する。

１　購 入 物 品　　競技用具（９競技）
バレーボール競技、ソフト・ミニバレーボール競技、バドミントン競技、
ハンドボール競技、フットサル競技、卓球競技、テニス競技、ミニテニス競技、
ドッジボール競技

２　契 約 の 方 法　　指名競争入札

３　購 入 価 格　　２６，９５０，０００　円

４　購　入　先　　日向市鶴町３丁目２番４号
ヤマガタスポーツ　有限会社
代表取締役　山形　圭二

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

議案第２１号

財産の取得について

次のとおり、物品を購入する。

１　購 入 物 品　　競技用具（３競技）
　　柔道競技、剣道競技、空手競技

２　契 約 の 方 法　　指名競争入札

３　購 入 価 格　　２９，７００，０００　円

４　購　入　先　　日向市鶴町３丁目２番４号
　　ヤマガタスポーツ　有限会社
　　代表取締役　山形　圭二

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

市道の路線の廃止について

市道の路線を次のとおり廃止する。

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
21	松原沖ノ原線	大字財光寺 43 番 2 地先	大字財光寺 972 番地先	
30	木原通線	大字財光寺字松原	大字財光寺字大原	
37	草場大曲通線	大字財光寺字堀り田	大字財光寺字木原	
38	三ツ枝通線	大字財光寺字三ツ枝	大字財光寺字樋ノ口	
60	松原秋留線	大字財光寺 4086 番 6 地先	大字平岩字秋留 6692 番 3 地先	
475	松原堀田線	大字財光寺 4070 番地先	大字財光寺 5319 番地先	
513	割野線	大字財光寺 3102 番地先	大字財光寺 3070 番 3 地先	
514	沖の前大原線	大字財光寺 3445 番 55 地先	大字財光寺 3112 番地先	
516	沖の下線	大字財光寺 3234 番地先	大字財光寺 3148 番 2 地先	
517	南屋敷線	大字財光寺字南屋敷	大字財光寺字南屋敷	
518	松原線	大字財光寺字沖町	大字財光寺字焼蒔	
522	三ツ枝 2 号線	大字財光寺 3609 番 1 地先	大字財光寺 3609 番 36 地先	
968	六反田 1 号線	大字財光寺 2768 番 1 地先	大字財光寺 2761 番 76 地先	
1251	財光寺南 51 号線	大字財光寺字岩淵地先	大字財光寺字岩淵地先	

1254	財光寺南 54 号線	大字財光寺字木原	大字財光寺字ミゾ下	
1259	財光寺南 59 号線	大字財光寺 3446 番 2 地先	大字財光寺 3445 番 9 地先	
1278	財光寺南 78 号線	大字財光寺字松原	大字財光寺字松原	
1299	財光寺南 99 号線	大字財光寺字松原	大字財光寺字堀り田	
1310	財光寺南 110 号線	大字財光寺字三ツ枝	大字財光寺字三ツ枝	

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢

議案第２３号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
41	南屋敷木原線	大字財光寺字南屋敷	大字財光寺字木原	
42	松原通線	大字財光寺字南屋敷	大字財光寺字沖ノ下	
43	財光寺中央公園南線	大字財光寺字松原	大字財光寺字菰無田	
60	松原秋留線	大字財光寺字池ノ田	大字平岩字秋留	
81	財光寺中央公園北線	大字財光寺字南屋敷	大字財光寺字中ノ丸	
82	財光寺駅北線	大字財光寺字沖ノ下	大字財光寺沖町	
83	財光寺駅南線	大字財光寺字割野	大字財光寺字六反田	
84	三ツ枝通線	大字財光寺字三ツ枝	大字財光寺字池ノ田	
85	三ツ枝南通線	大字財光寺字木原	大字財光寺字三ツ枝	
86	中ノ丸線	大字財光寺字中ノ丸	大字財光寺字中ノ丸	
511	財光寺駅東線	大字財光寺字沖ノ下	大字財光寺字割野	
513	割野線	大字財光寺字割野	大字財光寺字割野	
517	南屋敷線	大字財光寺字南屋敷	大字財光寺字南屋敷	
1201	財光寺南 1 号線	大字財光寺字六反田	大字財光寺字六反田	
1239	財光寺南 39 号線	大字財光寺字菰無田	大字財光寺字沖ノ下	

1240	財光寺南 40 号線	大字財光寺字沖ノ下	大字財光寺字沖ノ下	
1241	財光寺南 41 号線	大字財光寺字沖ノ下	大字財光寺字沖ノ下	
1242	財光寺南 42 号線	大字財光寺字沖ノ下	大字財光寺字沖ノ下	
1244	財光寺南 44 号線	大字財光寺字沖ノ下	大字財光寺字沖ノ下	
1245	財光寺南 45 号線	大字財光寺字沖ノ下	大字財光寺沖町	
1246	財光寺南 46 号線	大字財光寺字沖ノ前	大字財光寺字沖ノ前	
1248	財光寺南 48 号線	大字財光寺字沖ノ前	大字財光寺字沖ノ前	
1249	財光寺南 49 号線	大字財光寺字岩淵	大字財光寺字岩淵	
1250	財光寺南 50 号線	大字財光寺字六反田	大字財光寺字岩淵	
1251	財光寺南 51 号線	大字財光寺字岩淵	大字財光寺字岩淵	
1254	財光寺南 54 号線	大字財光寺字木原	大字平岩字ミゾノ下	
1259	財光寺南 59 号線	大字財光寺字木原	大字財光寺字木原	
1273	財光寺南 73 号線	大字財光寺字松原	大字財光寺字菰無田	
1274	財光寺南 74 号線	大字財光寺字南屋敷	大字財光寺字中ノ丸	
1276	財光寺南 76 号線	大字財光寺字松原	大字財光寺字中ノ丸	
1277	財光寺南 77 号線	大字財光寺字松原	大字財光寺字南屋敷	
1278	財光寺南 78 号線	大字財光寺字松原	大字財光寺字松原	
1286	財光寺南 86 号線	大字財光寺字南屋敷	大字財光寺字堀り田	
1287	財光寺南 87 号線	大字財光寺字堀り田	大字財光寺字南屋敷	

1296	財光寺南 96 号線	大字財光寺字堀り田	大字財光寺字堀り田	
1297	財光寺南 97 号線	大字財光寺字焼蒔	大字財光寺字沖ノ下	
1298	財光寺南 98 号線	大字財光寺字沖ノ下	大字財光寺字沖ノ下	
1299	財光寺南 99 号線	大字財光寺字松原	大字財光寺字堀り田	
1302	財光寺南 102 号線	大字財光寺字焼蒔	大字財光寺字焼蒔	
1304	財光寺南 104 号線	大字財光寺沖町	大字財光寺字焼蒔	
1306	財光寺南 106 号線	大字財光寺字焼蒔	大字財光寺字焼蒔	
1308	財光寺南 108 号線	大字財光寺字池ノ田	大字財光寺字池ノ田	
1309	財光寺南 109 号線	大字財光寺字池ノ田	大字財光寺字三ツ枝	
1310	財光寺南 110 号線	大字財光寺字三ツ枝	大字財光寺字三ツ枝	
1315	財光寺南 115 号線	大字財光寺字三ツ枝	大字財光寺字三ツ枝	
1317	財光寺南 117 号線	大字財光寺字三ツ枝	大字財光寺字三ツ枝	
1318	財光寺南 118 号線	大字財光寺字三ツ枝	大字財光寺字三ツ枝	
1374	沖ノ下沖ノ原線	大字財光寺字沖ノ下	大字財光寺字沖ノ原	
1801	財光寺南歩専 1 号	大字財光寺字堀り田	大字財光寺字松原	
1802	財光寺南歩専 2 号	大字財光寺字松原	大字財光寺字松原	
1803	財光寺南歩専 3 号	大字財光寺字松原	大字財光寺字菰無田	
1804	財光寺南歩専 4 号	大字財光寺字菰無田	大字財光寺字木原	
1805	財光寺南歩専 5 号	大字財光寺字木原	大字財光寺字木原	

1806	財光寺南歩専 6 号	大字財光寺字木原	大字財光寺字大原	
1808	財光寺南歩専 8 号	大字財光寺字堀り田	大字財光寺字堀り田	
1809	財光寺南歩専 9 号	大字財光寺字堀り田	大字財光寺字堀り田	
1810	財光寺南歩専 10 号	大字財光寺字松原	大字財光寺字松原	
1811	財光寺南歩専 11 号	大字財光寺字松原	大字財光寺字松原	
1820	財光寺南歩専 20 号	大字財光寺字三ツ枝	大字財光寺字三ツ枝	

令和８年２月２７日　提出

日向市長　西　村　　賢